

明石市消防局から、建物の関係者さまへ大切なお知らせ

## 防火管理者の選任と届出していますか？

建物にはさまざまな火災の危険性があるため、建物の管理権原者は資格を有する者から防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務(裏面参照)を行わせなければなりません。(消防法第8条)

また、防火管理者を選任した旨、防火管理者が作成した消防計画は、遅滞なく明石市消防長に届出なければなりません。(消防法第8条)



防火管理者の選任と届出及び消防計画の作成と届出が必要となるのは、概ね下記の通りです。

- ◎ 建物を新築された場合
- ◎ 管理権原者や防火管理者に変更が生じた場合
- ◎ 増改築等で建物に変更が生じた場合
- ◎ 不動産売買等により新たに建物を所有された場合
- ◎ 新たにテナントに入居される場合

建物の状況により、上記の場合以外でも防火管理者の選任・届出及び消防計画の作成・届出が必要となる場合があります。



- 収容人員が10人以上  
火災発生時に自力で避難することが困難な方が入所する社会福祉施設等
- 収容人員が30人以上  
劇場、物品販売店舗、飲食店、ホテル、病院、雑居ビルなど不特定多数の人が出入りし、火災発生時に危険性が高い施設
- 収容人員が50人以上  
上記を除く共同住宅、学校、図書館、事務所、工場、倉庫等

# 防火管理業務の内容



- 1、防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書の届出
- 2、消防訓練の実施と報告
- 3、消防用設備等の点検報告
- 4、避難施設・経路の維持管理
- 5、日常の火気管理
- 6、その他防火管理上必要な業務



# 届出書について

## 防火管理者選任（解任）届出書

正本	副本
防火管理者選任(解任)届出書 代表者等	防火管理者選任(解任)届出書 代表者等
防火管理者証の コピー	防火管理者証の コピー

同じものを2部作成してください。  
防火管理者の証のコピーを添付して  
下さい。

## 消防計画作成（変更）届出書について

正本	副本
消防計画作成(変更)届出書 防火管理者	消防計画作成(変更)届出書 防火管理者
消防計画 内容	消防計画 内容

同じものを2部作成してください。  
消防計画の内容は、明石市消防局  
のホームページに雛形があります。

※建物により別途添付書類が必要となる場合があります

防火管理者の未選任・未届出や適正な防火管理業務が実施されていない場合、行政指導・行政処分の対象となる場合があります。

お問い合わせ

明石市消防局予防課 査察指導係

673-0044 明石市藤江924番地8

電話 078-918-5272 FAX 078-918-5983

